

第 4 章

災害復旧・復興

第1節 商工業・観光関係施設復旧

被災後の復旧については、水が引いた後、各店舗とも従業員総出で店舗等のごみをはき出し、流れ込んだ泥を洗い流した後、機械類の点検・整備、製品・商品の廃棄・処分等を行った。

その後、懸命な復旧作業により、営業を再開する店が出はじめ、瀬戸内町では、被災後4ヶ月が過ぎて、ほとんどの店舗が営業を再開した。また、奄美市でも営業を再開する店が出始めたが、被災後4ヶ月たっても大規模な施設整備が必要な状況も見受けられる。

瀬戸内町の観光関係施設については、機械の修理に時間を要したが、被災後2週間で復旧し、営業を再開している。

第2節 耕地関係施設等復旧

1 災害の状況

畑等の農地、水路、道路等の農業用施設、農地海岸が被災し、耕地関係被害は、11箇所、9,300万円に上った。

2 復旧工事

国の災害査定は、平成23年12月に実施され、準備の整った箇所から順次復旧工事に着手する予定である。

農地・農業用施設災害復旧事業

(単位：千円)

区分	地区数	事業費	市町村名
農地	4	12,182	奄美市，瀬戸内町
農業用施設	2	5,382	奄美市，瀬戸内町
合計	6	17,564	

事業費は査定決定額

第3節 林業関係施設等復旧

第1項 林地崩壊

林地崩壊については、緊急性、被災規模、保全対象等により、国庫補助事業や県単事業により復旧を行うこととなるが、今後の雨による拡大崩壊で更なる被害が懸念される1箇所については、災害関連緊急治山事業で早急な対応を図ることとした。

林地崩壊の復旧事業

(単位：千円)

事業名	箇所数	事業費	負担区分等
災害関連緊急治山事業	1	96,000	国8.5/10 県1.5/10
公共治山事業	3	158,000	国 2/3 県 1/3
県単治山事業	6	42,000	県 9~7/10 市町村 1~3/10
計	10	296,000	

第2項 林道施設

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(通称「暫定法」)の対象となる災害は、2市町、8路線、37箇所、被災延長2,301m、被害額5億7,316万円であり、災害査定は平成23年12月19日から12月22日まで、1回実施され、査定申請額5億7,316万円に対して、査定額5億3,647万円で、査定率が94%であった。

林道災害の査定状況

(単位：千円、%)

査定日程	路線数	箇所数	申請額	査定額	査定率
12/19~12/22	8	37	573,162	536,466	93.6

第4節 水産関係施設復旧

養殖施設等水産関係

養殖施設、その他水産関係被害については全て自己資金により復旧にあっている。

第5節 土木施設復旧

公共土木施設災害復旧事業

被災箇所の応急対策については、県民生活に支障となる交通途絶箇所及び河川の護岸の損壊箇所や埋そく箇所など緊急を要する箇所について、速やかに工事を実施した。

災害査定については、平成24年1月20日までに被災箇所の災害査定を終えた。

本復旧については、早期着工に努め、平成24年度内の完成を目標に取り組んでいる。

災害査定の実施状況

区 分	査 定
国土交通省水管理・国土保全局所管	第11次災害査定(23.12.19～12/22) 77箇所
〃 港湾局所管	第2次災害査定(23.12.26～12/27) 2箇所
〃 都市局所管	第1次災害査定(24.1.19～1/20) 1箇所
奄美豪雨災害による被災箇所数	80箇所

公共土木施設災害復旧事業

(単位：千円)

区分	河川名等	市町村名	復旧事業費	事業年度
河 川	西阿室川 外26箇所	瀬戸内町外	152,252	平成23年度～24年度
道 路	蘇刈古仁屋線外49箇所	瀬戸内町外	765,624	平成23年度～24年度
港 湾	山間港 2箇所	奄美市	66,375	平成23年度～24年度
公 園	清水公園	瀬戸内町	20,463	平成23年度～24年度
計	80箇所		1,004,714	

復旧事業費は査定決定額

第6節 文教施設復旧

学校施設の災害復旧は、学校教育に支障がないよう緊急性の高いものは応急措置や応急復旧を行い、本格復旧は国の災害復旧事業を活用し、設置者の負担軽減を図るとともに、早期復旧に努めている。

公立学校

公立学校で被害を受けた市町立学校施設の災害復旧は、授業等に支障がないよう、浸水の泥土により汚損した校舎及び体育館等の床・壁や設備(備品)の清掃消毒等の応急措置を行い、土砂の除去や備品の購入など、早急に復旧する必要がある施設等は、国の災害復旧事業の事前着工制度を積極的に活用して早期復旧に努めている。

災害復旧費については、被害を受けた市町立学校施設10校のうち小学校4校、中学校2校について公立学校施設災害復旧費国庫負担(補助)事業の申請が行われている。

各学校ごとの復旧状況は次表のとおりである。

平成24年1月25日現在

設置者名	学校名	施設区分	被害の概要等	現在の復旧状況	災害復旧調査額(千円)	市町村費(千円)	国費(千円)
奄美市	大川中学校	建物	校舎床上浸水	消毒・清掃済			
	住用中学校	設備	備品浸水	消毒・清掃済			
小計	中2						
瀬戸内町	嘉鉄小学校	建物	体育館床上浸水	消毒・清掃, 床板張り替え予定	6,119	1,224	4,895
	俵小学校	建物, 土地	校舎床上浸水, 校庭への土砂流入	消毒・清掃, 床板張り替え予定, 土砂撤去(校庭等復旧)中	9,113	1,823	7,290
	伊子茂小学校	建物, 土地	校舎・体育館床上浸水, 校庭への土砂流入	消毒・清掃, 床板張り替え予定, 土砂撤去(校庭等復旧)中	7,031	1,407	5,624
	伊子茂中学校	建物	校舎・体育館床上浸水	消毒・清掃, 床板張り替え予定	3,070	614	2,456
	秋徳小学校	建物, 土地, 設備	校舎・体育館床上浸水, 校庭への土砂流入, 備品浸水	消毒・清掃, 床板張り替え予定, 土砂撤去(校庭等復旧)中	4,609	922	3,687
	秋徳中学校	建物, 設備	校舎・体育館床上浸水, 備品浸水	消毒・清掃, 床板張り替え予定	9,680	1,936	7,744
	諸鈍小学校	建物	校舎床上浸水	消毒・清掃済			
	諸鈍中学校	建物	校舎床上浸水	消毒・清掃済			
小計	小5 中3				39,622	7,926	31,696
合計	小5, 中5				39,622	7,926	31,696

「災害復旧調査額」、「市町村費」及び「国費」については、予定額である。

第7節 その他公用・公共関係施設

公営住宅

今回の大雨により、床上・床下浸水の被害を受けた奄美市及び瀬戸内町の市・町営住宅については、当該市町において、入居者の生活等に配慮し、速やかな床下の消毒、畳替え並びに床・壁の補修等を行った。

第 8 節 生活再建支援対策

第 1 項 県税等の特例措置

1 県税の減免措置

地震，火災，風水害などの被災者に対しては，個人事業税，自動車税，不動産取得税，産業廃棄物税及び個人県民税の減免の制度があり，今回の奄美地区における集中豪雨災害の被災者に対しても，減免措置を講じた。


2 県税の減免措置等に係る広報

県税の減免措置等について，印刷媒体，電波媒体，県ホームページ等により別表のとおり広報を行った。

【別表】県税の減免措置等に係る広報一覧

月	印刷媒体(活字媒体)	電波媒体	県ホームページ	その他
平成 23 年 4 月			○「災害減免」のページを周年掲載	○市町村メールマガジン (市町村へ5月号向けの広報誌原稿提供) 「自動車税納期内納付」 この中で，自動車税の災害減免を盛り込んでいます。
5 月	5/15新聞インフォメーション(南日本新聞，南海日日新聞) 「自動車税納期内納付」 この中で，自動車税の災害減免を盛り込んでいます。	県政番組テレビ・ラジオスポット 「自動車税納期内納付」 この中で，自動車税の災害減免を盛り込んでいます。		○市町村メールマガジン (市町村へ6月号向けの広報誌原稿提供) 「不動産取得税」 この中で，不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 「災害減免」
6 月	6/19新聞インフォメーション(南日本新聞，南海日日新聞) 「不動産取得税」 この中で，不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 「災害減免」	県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」		○市町村メールマガジン (市町村へ7月号向けの広報誌原稿提供) 「不動産取得税」 この中で，不動産取得税の災害減免を盛り込んでいます。 「災害減免」 ○「災害減免等」のチラシを各地域振興局・支庁へ配布(資料1)
7 月		県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」 7/10サザンモーニングラジオ対談 「災害減免」		○市町村メールマガジン (市町村へ8月号向けの広報誌原稿提供) 「災害減免」
8 月		県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」 「個人事業税納期内納付」 この中で，個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。 8/28サザンモーニングラジオ対談 「個人事業税納期内納付」 この中で，個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。		○市町村メールマガジン (市町村へ9月号向けの広報誌原稿提供) 「災害減免」 ○個人事業税の第1期分納税通知書に「災害減免等」のチラシを同封(資料1)
9 月	9/1グラフかごしま情報ボックス 「災害減免」	県政番組テレビ・ラジオスポット 「災害減免」	○9/28「奄美地方における集中豪雨災害に関する情報」のページ(危機管理防災課所管)に県税の軽減措置情報を掲載	
10 月				
11 月		県政番組テレビ・ラジオスポット 「個人事業税納期内納付」 この中で，個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。 11/27サザンモーニングラジオ対談 「個人事業税納期内納付」 この中で，個人事業税の災害減免を盛り込んでいます。		○11/13「南海日日新聞」記事掲載 ○11/15「奄美新聞」，「南海日日新聞」記事掲載 ○11/17「南海日日新聞」記事掲載 ○瀬戸内町の広報誌(12月号)に県税の減免措置等の情報を掲載

【資料1】「災害減免等」チラシ(表)



災害による損害を受けた方への
県税の減免等について

地震、火災、風水害などの災害により損害を受けた方々には、税金を軽減したり、徴収を猶予するなどの方法(裏面をご覧ください。)があります。

県税につきましてご不明な点がありましたら、鹿児島地域振興局課税課・自動車税課、お近くの各地域振興局県税課又は各支庁県税課にご相談ください。

ご相談は、電話でも結構です。

名称	電話番号	名称	電話番号
鹿児島地域振興局課税課	099-805-7221	北薩地域振興局 県税課	0996-25-5202
(個人事業税)		始良・伊佐地域振興局 県税課	0995-63-8126
(不動産取得税)	099-805-7224	大隅地域振興局 県税課	0994-52-2093
(雑税雑費)	099-805-7231	熊毛支庁 県税課	0997-22-0006
自動車税課	099-261-5611	大島支庁 県税課	0997-57-7225
南薩地域振興局 県税課	0993-52-1315		0997-57-7229
	0993-52-1317		



鹿児島県

「災害減免等」チラシ(裏)

区分	要件	経減又は免除の割合	適用対象	備考
災害減免	自己の所有に係る事業用資産につき受けた損害の金額が50万円以上、かつ当該資産の価額の1,000万円以下であるもの	税額の全部 500万円以下 税額の2分の1 750万円以下 税額の2分の1 750万円超	災害を受けた年の4月1日の属する年度の課税対象となるもの	災害を受けた日又は課税対象となった日から起算して0日(災害発生の日)から起算して各年度末まで申請してください(災害減免条例様式)
	自己、控除対象配偶者、柱、養親族の所有する住宅又は家財につき受けた損害の金額(保険金等による補てん金を除く。)が、前年中の合計所得金額が500万円以下であるもの	税額の2分の1以内の額	同上	※基本とは損金の2分の1以上であるもの
自動車税	自己の所有に係る自動車の損害額(保険金等による補てん金を除く。)が、年税額の4倍以上のもの	年税額の4分の1 年税額の3分の1 年税額の2分の1	(1) 相当の修繕費を要する自動車 (2) 滅失又は使用不能により抹消した自動車 (3) 抹消後新たに取得した自動車(代替自動車)	※自動車税の減免は、抹消した自動車は損金額が4倍に満たなくとも、税額の4分の1を減免します。 代替自動車は、抹消した自動車と同じ割合で減免し、抹消した日から3月以内に取り得た自動車でも、取得期限後7日以内に申請されたもの
	滅失し又は損壊した家屋等に代わる家屋等を3年以内に取得した場合	全額免除	当該家屋等の取得に對して課税される不動産取得税	納期限後3.0日以内(り災証明書を付けて各局長へ申請してください(規則第81号様式))
	家屋等の不動産を取得後、納期限までに災害で滅失し、又は損壊した場合	80%以上の被害 60%以上 80%未満の被害 40%以上 60%未満の被害 20%以上 40%未満の被害	全額免除 80%免除 60%免除 40%免除	同上
産業廃棄物納税	産業廃棄物の自己処理に係る納税者が、天災等の特別な事情により、納税することができなると認められる場合	知事が必要と認める額を限度とし、	災害が発生した日以後、納期限の到来する産業廃棄物の税額のうち、知事が必要と認める期間の分	納期限又は災害があった日から1月以内(り災証明書を付けて各局長へ申請してください)
市町村県民税	個人県民税は、個人市町村県民税と併せて課税徴収されているので、災害等に際し市町村県民税が個人市町村県民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免します。			市町村の条例に基づき減免されるので、市町村へ申請してください。

○**期限の延長(県税条例第14条)**
災害等により県税(すべての税目)の申告、納付、納入等が期限までにできないと認められるときは、**延長の期間** 災害等がやんだ日から2月以内
申請に必要な書類 災害等による期限延長申請書、り災証明書

○**徴収猶予(地方税法第15条~15条の4)**
財産が災害を受けたために、県税の納税者又は特別徴収義務者が、その徴収金を一時に納めることができなると認められるときは、**徴収を猶予すること**ができます。
申請に必要な書類 原簿(延滞期間)以内(課税2年)申請に必要な書類、期限延長申請書、り災証明書

○**納税証明書交付手数料の免除(県税条例第7条)**
災害により損害を受けた方が、その復旧等に必要となるためのために使用する県税の納税証明書の交付については、その手数料を免除します。

第2項 被災者生活再建支援法の適用

災害の発生以降，各市町村から県に報告された被害状況に基づき，被災者生活再建支援法の適用基準に達した瀬戸内町に対して，被災者生活再建支援法を適用した。

（法適用日：平成23年11月2日）

1 被災者生活再建支援法の適用状況（平成24年2月29日現在）

区 分	住家被害(世帯)			適 用 根 拠	適 用 年 月 日
	全 壊	半 壊	床上浸水		
瀬戸内町	0	145	90	施行令第1条第1号	平成23年11月2日

2 被災者生活再建支援金の申請状況（平成24年2月29日現在）

区 分	支給限度額		うち支給済			
	件 数	限 度 額	件 数	基礎支援金	件 数	加 算 金
瀬戸内町	1	1,875,000円	1	375,000円	0	0円
計	1	1,875,000円	1	375,000円	0	0円

第3項 鹿児島県被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法の適用により，同法に基づく支援金を支給されない床上浸水以上の住家被害を受けた世帯や小規模事業者を対象として，「被災者生活支援金」を支給した。

また，平成22年10月の奄美地方豪雨災害や平成23年9月の奄美北部地方豪雨災害で被災した世帯のうち，今回の災害においても床上浸水以上の被害を受けた世帯があり，再度の被災による負担の軽減を図り，速やかな復旧を支援するため，いずれの災害においても床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者へ，30万円を追加支給する。

鹿児島県被災者生活支援金の支給状況（平成24年2月29日現在）

（単位：件，円）

区 分	住家被害		小規模事業者		再度被災者		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
奄美市	20	4,000,000	3	600,000	17	5,100,000	40	9,700,000
瀬戸内町	144	28,800,000	90	18,000,000	12	3,600,000	246	50,400,000
計	164	32,800,000	93	18,600,000	29	8,700,000	286	60,100,000

第4項 商工業関係

1 県等のとった金融措置

(1) 県のとった金融措置

相談窓口による対応

9月の集中豪雨災害から引き続き、被災した中小企業者に対する相談窓口により対応するとともに、商工団体や保証機関に対して、経営・金融支援のための特別相談窓口の設置など、きめ細やかな経営支援を依頼した。

金融機関等に対する要請

11月4日、県内金融機関等に対し、新規融資や条件変更による特段の配慮を要請した。

「緊急災害対策資金」の適用と県民への広報

11月2日からの奄美地区における集中豪雨災害により、瀬戸内町に災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されたことから、県中小企業融資制度の「緊急災害対策資金」の適用を決定し、同資金の信用保証料を全額補助することとした。11月4日、保証機関、金融機関、商工団体、市町村へ通知するとともに、記者発表、ホームページへの掲載を行い、県民への周知を図った。

(2) 国のとった金融措置

金融機関等への金融上の措置の要請

11月4日、被災者に対しては、通帳等を紛失した場合の払戻しなど、状況に応じた金融措置を適切に講ずるよう各金融機関、証券会社等へ要請を行った。

政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付制度の適用等

9月の集中豪雨災害に加え、特別相談窓口により被災中小企業者からの相談に対応したほか、中小企業者の災害復旧のために、貸付限度額の引き上げ、担保の特例措置を内容とした災害復旧貸付制度の適用を行った。

第5項 住宅関係

1 公営住宅

豪雨災害により家屋に被害を受けたり災者に対して、公営住宅（特定公共賃貸住宅、改良住宅を含む）への入居相談を受付けた。

り災者の公営住宅入居状況（平成23年11月24日現在）

（単位：世帯）

区分		目的外使用			特定入居		
		入居中	退去済み	計	入居中	退去済み	計
県 営 住 宅	奄美市			0			0
	龍郷町			0			0
	大和村			0			0
	宇検村			0			0
	瀬戸内町			0			0
市 町 村 営 住 宅	奄美市	1		1			0
	龍郷町			0			0
	大和村			0			0
	宇検村			0			0
	瀬戸内町			0	2		2
合計		1	0	1	2	0	2

2 情報提供体制の整備

災害救助法が摘要された瀬戸内町に、速やかに被災住宅応急修理制度の手続方法等を情報提供した。

(参考) 災害復旧・復興における県の主な対応内容

【保健福祉部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/4	被災者生活再建支援法の適用を決定した ・瀬戸内町（被災者生活再建支援法施行令第1条第1号）	社会福祉課
11/8	奄美大島1市2町2村及び大島支庁に対して『「平成23年11月2日の奄美地方における豪雨」により被災した要介護高齢者への対応について』(平成23年11月4日付け厚生労働省老健局介護保険計画課，高齢者支援課，振興課，老人保健課連名の事務連絡)を通知 (通知内容) 1 状況把握並びに避難対策及び介護サービスの円滑な提供について 2 避難所等で生活している被保険者への介護サービスの提供について 3 定員超過及び職員の確保が困難な場合の減算について 4 利用者負担の減免，保険料の徴収猶予・減免及び特別調整交付金について	介護福祉課
12/2	被災者生活支援金の交付決定 (奄美市，瀬戸内町)	社会福祉課

【商工労働水産部】

日付	実際に実施した対策	関係課
11/4	・県の緊急災害対策資金の適用を決定 保証機関，金融機関，商工団体，市町村へ通知 記者発表及びホームページへの掲載	経営金融課
	・金融機関等に対し，被災者への特段の配慮を依頼	経営金融課
	・金融機関等へ金融上の措置を要請 九州財務局等が，状況に応じた金融措置を適切に講ずるよう金融機関等へ要請	経営金融課
	・政府系中小企業金融機関が災害復旧貸付制度を適用	経営金融課
	・電話による被害状況確認	大島支庁農林水産部林務水産課
11/7	・瀬戸内町において被災状況実地調査	大島支庁農林水産部林務水産課
11/8	・保証機関に特別相談窓口の設置を依頼	経営金融課
	・奄美市において被害防止指導	大島支庁農林水産部林務水産課
	・奄美市において被災状況実地調査，復旧作業を指導	大島支庁農林水産部林務水産課

【農政部】

日付	実際に実施した対策	関係課
12/19 ~ 12/20	耕地災害に係る災害査定	農地建設課
H 24 2/1 ~	耕地災害に係る復旧工事開始	農地建設課

【土木部】

日付	実際に実施した対策	関係課
12/19 ~ 12/22	平成23年発生公共土木施設災害復旧事業 第11次災害査定（水管理・国土保全局所管）	河川課
12/26 ~ 12/27	平成23年発生公共土木施設災害復旧事業 第2次災害査定（港湾局所管）	港湾空港課
H 24 1/19 ~ 1/20	平成23年発生公共土木施設災害復旧事業 第1次災害査定（都市局所管）	都市計画課